

事務連絡
令和3年9月17日

指定登録機関
公益社団法人兵庫県建築士会
会長 宮宅 勇二 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について（通知）

平素は、本県の建築行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記のことについて、国土交通省住宅局建築指導課長から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。
改正後の運用については、従前から貴会において行っていたいている手続に変更はありませんので、引き続き公益社団法人日本建築士会連合会と連携の上、対応いただきますようよろしくお願いいたします。
なお、建築士への周知については、その必要性などを適宜御検討の上、対応くださいますようお願いいたします。

記

令和3年8月26日付け国住指第1331号

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について（技術的助言）」

[参考]

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）（抄）＜新旧対照表＞
- ・建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第182号）
- ・建築士法施行令（昭和25年政令第201号）（抄）＜新旧対照表＞
- ・建築士法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第46号）

担 当 兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課管理班 山口 TEL：078-341-7711（内）4715
--